

オンライン講演会利用規約

このオンライン講演会利用規約（以下「本規約」といいます。）は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」といいます。）がインターネット上で開催する学術大会・講演会等の講演（以下「本オンライン講演」といいます。）を動画配信などにより提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について、本サービスの利用者（以下「受講者」といいます。）と本会の間で適用される本サービスの内容及び利用条件等を定めるものです。受講者におかれましては本サービスのお申込み前に、必ず本規約をお読み頂きご理解ご同意頂いた上でお申込み下さい。

記

第1条（契約の成立）

1. 受講者は、本会指定の方法により本サービスの利用契約（以下「本受講契約」といいます。）をお申込み下さい。受講者は、お申込みが完了した時点で、本規約の内容及び利用条件など本規約のすべてを確認の上、本規約を遵守することに同意したものとみなされます。
2. 本会が所定の方法で当該申込みを承認した時点で、本規約による本受講契約が受講者と本会との間で成立するものとします。

第2条（契約成立後の手続き）

1. 本会は受講者に対し、本受講契約成立後、本オンライン講演ログイン用ID・パスワードを発行の上、本オンライン講演実施前に本オンライン講演用のアクセス先URLをメール等により通知します。
2. 受講者は、本オンライン講演ログイン用ID・パスワード及びアクセス先URL（以下総称して「専用ID等」といいます。）を用いることによってのみ本サービスを利用することができます。
3. 受講者は、受講者以外の者に専用ID等を使用させることはできません。また受講者は、同一の専用ID等を使用して複数人で本オンライン講演を視聴し若しくは本オンライン講演をプロジェクター等で映写するなど、その態様の如何を問わず、本サービスを複数人で利用することもできません。
4. 受講者は、専用ID等を、他人に貸与、譲渡、売買等することはできません。本オンライン講演開始前に受講者を変更する場合は、予め本会へお申出下さい。
5. 受講者は、専用ID等を第三者に漏洩させないなど、自らの責任において適切に管理すべきものとします。受講者が申込み時に登録した氏名・メールアドレス等の申込み情報に変更が生じた場合は、速やかに本会へお申出下さい。

第3条（設備等の準備）

1. 受講者は、本オンライン講演に参加し本サービスを利用するため必要となる設備

- ・環境(ソフトウェア、ブラウザ、インターネット利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、インターネット回線に接続できるP C・タブレット・スマートフォンなどの端末機器、同端末機器から接続するための本会が指定するオンライン配信用アプリケーションソフト、同端末機器で使用するWE Bカメラ、マイク、スピーカー等)は、すべて受講者の責任と費用負担において準備するものとします。
2. 本オンライン講演へ参加し本サービスを受けるに当たってのインターネットの通信費その他の費用は、すべて受講者の負担となります。

第4条 (本サービス)

1. 本受講契約の成立により、本会は受講者に対し、本オンライン講演について本サービスを有償又は無償で提供します。
2. 本サービスの履行の提供の態様は、本会の判断により下記各号のいずれかの方法・内容によるものとします。
 - (1) ライブ配信：第10条第1項各号に定める大規模型講演又は小規模型講演であって、特定の日時に開催される本オンライン講演を、本会又は講演者が撮影する本オンライン講演をリアルタイムで本会が受講者に動画配信すること
 - (2) 録画配信：第10条第1項第2号、同条2項に定める小規模型講演であって、本会が、予め本オンライン講演の講演内容を録音録画し、本会が予め指定する日時又は期間において、本会がストリーミング・ダウンロードなどの方法を指定して、その講演の録音物・録画物を本会が受講者に録画配信すること
 - (3) 複合配信：第10条第1項第2号、同条3項に定める小規模型講演であって、本会がライブ配信し、その講演を本会が録音録画してライブ配信後にその録音録画されたものを本会が受講者に録画配信することを予定するもの
 - (4) 代替措置による履行の提供：下記ア又はイのいずれかによる履行の提供をいいます。

ア. 録画配信による代替措置

何らかの事情により、ライブ配信の全部若しくは相当部分（中断・停止が軽微な場合は除きます。本号において以下同様。）が中断・停止された場合（原因の如何、配信の有償・無償を問いません。）、本会による録画配信が可能なときは（複合配信のライブ配信が中断・停止されたが録画配信が可能な場合を含みます。）、ライブ配信に代え、後日の適宜な期日又は期間において、本オンライン講演を受講者に対し録画配信すること

イ. 予稿集の配信による代替措置

何らかの事情により、本講演会のライブ配信、録画配信又は複合配信が中断・中止された場合、本会が受講者に対し、予稿集を配信することが可能と判断するときは、その中断・中止の原因が本会の故意又は重過失である場合を除き、ライブ配信、録画配信又は複合配信に代え、受講者に対し、予稿集を配信すること

（講演者が作成した予稿集・レジュメ・資料類を以下「講演資料」といい、本会が受講者に対し、本会予稿集以外の講演資料の配信が可能なときは、予稿集以外の講演資料の配信を含みます。）（以下、本来の履行の提供に代えて本号ア又はイの態様による履行の提供を総称して「代替履行」と総称します。）

第5条（本オンライン講演の受講）

1. 本サービス提供時の受講者の発言音声及び受講者肖像の画像（以下総称して「受講者音声画像等」といいます。）のオン・オフの操作その他本オンライン講演の受講上の注意事項について、本会は受講者に対し指示することができます。本会の当該指示あるときは、受講者はその指示に従うものとします。また本会は本オンライン講演の目的・態様、受講者のプライバシーの権利・肖像権等に鑑み、受講者音声画像等をすべてオフにすることができます。
2. 本オンライン講演における受講者からの質問の機会の有無・質問方法等について、本会は受講者に対し指示することができます。本会の当該指示あるときは、受講者はその指示に従うものとします。

第6条（受講料・支払方法）

1. 本会が受講者に対し、本オンライン講演による本サービスを有償で提供するときは、受講者はその対価として、本会が提供するウェブサイト等において本会が別途定める利用料金（以下「受講料」といいます。）を、本会が指定する方法により本サービス提供前の指定日時迄に、本オンライン講演ごとにこれを支払います。受講者は、受講料の本会銀行口座宛への振込手数料など支払いに要する費用はすべてこれを負担します。
2. 受講者が受講料の支払を遅滞したときは、受講者は本会に対し、受講料相当額とともに年利14.6パーセントの割合による遅延損害金（日割計算・小数点以下第1位四捨五入）を一括して直ちに支払います。

第7条（権利の帰属と利用制限）

1. 本オンライン講演において、本会が受講者に提供した本オンライン講演及び講演資料の著作物など本サービスに関して受講者に提供されるコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます。）の著作権等の権利は、本会又は講演者その他正当な権利者に帰属し、受講者にはいかなる権利も帰属するものではありません。
2. 受講者は本会に対し、受講者個人の私的利用に関するものであっても、本会の事前の書面による承諾なく無断で、本コンテンツに関し、下記各号のいずれの行為も一切行わないことを確約しこれを遵守します。
(1) 本サービスにより提供される本コンテンツ（講演者が撮影した本オンライン講演及び本会が録画配信した本オンライン講演を含みます。）の複製、上映、公衆送信・公衆送信可能化、公衆伝達、頒布、譲渡、貸与、翻案・翻訳・二次的著作

物の作成等の各行為

- (2) 本サービスにより提供される講演者の肖像・受講者音声画像等(スクリーンショットを含みます。)について前号に定める各行為
3. 受講者は、本コンテンツの利用に関し、講演者又はその権利者である第三者と受講者間に生じた一切の紛争については、受講者が講演者又は当該第三者との間で紛争を解決すべきものとし、本会はいかなる責任及び経済的負担も負いません。

第8条 (禁止事項・本サービスの提供停止)

1. 前条第2項に定めるほか、受講者は本会に対し、本オンライン講演の利用に関し、下記各号のいずれかに該当する行為又は本会が合理的根拠により該当するおそれがあると判断するいずれの行為も一切行わないことを確約しこれを遵守します。
- (1) 本会、講演者、受講者又は本コンテンツの権利者その他の第三者の著作権・著作者人格権その他の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉に関する権利その他の一切の権利又は利益を侵害する行為
- (2) 本受講契約の申込みに際し、虚偽情報により申込み又は他人になりすまして申込みする行為
- (3) 専用ID等を不正に取得し、使用し、本会による事前の書面による承諾を得ず
に第三者に貸与し、譲渡し、名義変更し、売買するなどの行為
- (4) 他の受講者になりすまして本オンライン講演を受講する行為
- (5) プロジェクター等の投影装置を使用し又は同一の端末機器を利用して、本オンライン講演を複数の人数で受講する行為
- (6) 本会又は本オンライン講演の関係箇所に対し、有害なコンピュータープログラムを送信する行為
- (7) 本会又は本オンライン講演の関係箇所に対し、合理的理由もなく連鎖的なメール若しくは大量の情報等を送信し又は本会のネットワークシステム等に過度に負荷をかける行為
- (8) 本会のネットワークシステム等への不正アクセス行為
- (9) 本オンライン講演の受講に関連して受講者の個人情報を正当な理由もなく殊更に開示する行為又は他の受講者の情報を収集する行為
- (10) 営業活動、政治活動、宗教活動、営業活動又はこれらの行為に関連する情報提供行為
- (11) 本会、本オンライン講演の運営又は本サービスの提供若しくは受講者の受講を妨げる行為
- (12) 犯罪行為、民事上の不法行為その他国内の法令に違反する行為
- (13) 本規約に違反する行為
- (14) 反社会的勢力への利益供与行為
- (15) 公序良俗に反する行為
- (16) 前各号の行為を帮助し又は教唆する行為

(17) 前各号の行為に準ずる行為で本会が合理的理由により不適切と判断するその他の行為

2. 受講者が、前条第2項又は前項のいずれかの定めに違反し又は合理的根拠によりその違反が疑われるときは、当該受講者への事前通知なく本受講契約は本会により解除されたものとみなし、本会は当該受講者に対し、本オンライン講演への受講を拒否し本サービスの提供を直ちに停止し、本サービスの提供を免れます。また本会は、本サービスの提供を停止した場合であっても受講料は一切、当該受講者に返金しません。
3. 受講者に前項に定めるいずれかの行為があったときは、本会は当該受講者に対し、当該行為を中止するよう求め、当該受講者は直ちに当該行為を中止し本会の指示に従います。
4. 本会は、第2項に定めるいずれかの行為をした当該受講者に対し、損害賠償請求することができます。

第9条（本サービスの提供停止・中断）

1. 第4条の定めにかかわらず、本会は、下記各号のいずれかの事由に該当するときは、受講者に事前に通知することなく、下記各号の事由が解消されるまでの間、本サービスの提供を停止又は中断することができます。またその間について、本会は受講者に対する本サービスの提供義務及び損害賠償義務を免れます。
 - (1) 本会の責めに帰すべからざる事由によりコンピュータシステムが保守点検又は更新された場合
 - (2) 本会の責めに帰すべからざる事由による事故等によりコンピュータ又はインターネット回線が停止した場合
 - (3) 地震、落雷、台風、集中豪雨、洪水、暴風、大雪、火災、停電、感染症、疫病又はテロ行為などの不可抗力により本オンライン講演の提供が困難となった場合
 - (4) 講演者の本オンライン講演、講演資料又は本コンテンツについて、第三者の権利に対する権利侵害が疑われる場合
 - (5) 本オンライン講演の講演者に研究不正その他公序良俗違反が疑われる場合
 - (6) 前各号のほか、本会の責めに帰すべからざる事由により本会が合理的理由により本サービスの提供が困難と判断する場合
2. 前項各号のいずれかの事由により、本会が第4条第2項各号に定めるいずれの履行の提供方法によっても本サービスを受講者に提供することができなくなったときは、受講者への事前通知なく本受講契約は本会により解除されたものとみなし、本会は受講者に対する本サービスの提供を免れます。この場合、返金手数料は受講者が負担の上、本会は受講料を全額、受講者に返金します。但し本会は受講者に対し、本サービスの提供を免れたことについて責任を負いません。
3. 第1項各号（第4号は除きます。）に定めるいずれかの事由により、第4条第2項第4号イに定める予稿集の配信による代替措置により、本会が受講者に対し予稿

集を配信することが可能と判断するときは、予稿集の配信により、本会の受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。本会が予稿集以外の講演資料を配信することが可能なときはその講演資料についても受講者に配信します。予稿集の配信による本サービスの提供があるときは、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、本会は受講料を受講者に返金しません。

第10条（配信態様別の履行・対応）

1. 本会及び受講者は、本会による本オンライン講演のライブ配信による履行が不能となった場合、本オンライン講演の規模の大小により本オンライン講演を大規模型講演と小規模型講演に区分の上、本受講契約及び本サービスの提供等について下記各号の定めに従います。

(1) 大規模型講演の場合（本会主催の春季年会・C S J 化学フェスタなど本オンライン講演の全体の受講者が1000名以上又は本オンライン講演数が1000件以上の大規模のものでライブ配信され本会による録音録画が予定されず録画配信及び複合配信が予定されないものをいいます。）

ア. 原因の如何を問わず、本オンライン講演の全部又は多数の講演が実施されず又は配信が不能になった場合

a. 本会が予稿集の配信による代替措置が可能と判断する場合

予稿集の配信により、本会の受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。本会が予稿集以外の講演資料を配信することが可能なときはその講演資料についても受講者に配信します。予稿集の配信による本サービスの提供があるときは、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、本会は受講料を受講者に返金しません。

b. 本会が予稿集の配信による代替履行ができないと判断する場合

受講者への事前通知なく本受講契約は本会により解除されたものとみなされ、本会は受講者に対する本サービスの提供を免れます。

ライブ配信による履行の提供ができない原因が、本会及び受講者双方の帰責事由によらざるときは、返金手数料は受講者が負担の上、本会は受講料を全額、受講者に返金し、本会の帰責事由によるときは、返金手数料は本会が負担の上、本会は受講料相当額を損害金として受講者に支払い、受講者の帰責事由によるときは、受講料は返金しません。

イ. 原因の如何を問わず、本オンライン講演の未実施分又は配信が不能になった程度が社会通念に照らし軽微にとどまる場合

本会の受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされ、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れます。この場合、本会は受講料を受講者に返金しません。

(2) 小規模型講演の場合（講演者が1人又は数人又は1回の講演あたりの受講者が概ね100人以下程度の小規模のものをいいます。）

ア. 小規模型講演のライブ配信について本会による録音録画がある場合

ライブ配信ができなかった原因の如何を問わず、本会は代替履行として、ライブ配信を録音録画したものを録画配信の方法で本会が別途指定する期間、受講者に対し録画配信します。当該録画配信の履行により、本会による本サービスの提供の履行はあったものとみなされ、本会は受講者に対する他のサービスの提供を免れます。この場合、本会は受講料を受講者には返金しません。

イ. 小規模型講演のライブ配信について本会による録音録画がない場合

a. 本会が受講者に対し予稿集の配信による代替措置が可能と判断する場合

予稿集の配信により、本会の受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。本会が予稿集以外の講演資料を配信することが可能なときはその講演資料についても受講者に配信します。予稿集の配信による本サービスの提供があるときは、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、本会は受講料を受講者に返金しません。

b. 本会が予稿集の配信による代替履行ができないと判断する場合

ライブ配信ができなかった原因の如何を問わず、受講者への事前通知なく本会により本受講契約は解除されたものとみなされ、本会は受講者に対する本サービスの提供を免れます。ライブ配信による履行の提供ができない原因が、本会及び受講者双方の帰責事由によらざるときは、返金手数料は受講者が負担の上、本会は受講料を全額、受講者に返金し、本会の帰責事由によるときは、返金手数料は本会が負担の上、本会は受講料相当額を損害金として受講者に支払います。但し本会が受講者に返還する受講料又は支払う受講料相当損害金は、ライブ配信ができなくなった範囲を上限とします（例えば本オンライン講演が講演者2名による2講座で構成されるところ1名の講演のライブ配信だけができなくなった場合は受講料の半額とするなど。）。また、ライブ配信による履行の提供ができない原因が、受講者の帰責事由によるときは、受講料は返金しません。

2. 前項第2号に定める小規模型講演であって、本会が本オンライン講演を事前に収録して録画配信の方法で本サービスを受講者に提供することができなかった場合

（但し社会通念上、軽微な範囲の配信不良等については除きます。）、本会は、再度、録画配信の期間を設け、本サービスを録画配信の方法で受講者に提供します。再度の録画配信の履行により、本会による本サービスの提供の履行はあったものとみなされ、本会は受講者に対する他のサービスの提供を免れます。この場合、本会は受講料を受講者には返金しません。

3. 第1項第2号に定める小規模型講演であって、本会が本オンライン講演をライブ配信し、ライブ配信と同時に録音録画し、後日、録画配信する方法で本サービスを提供することができなかった場合（但しライブ配信及びその録画配信とも、社会通

念上、軽微な範囲の配信不良等については除きます。）、ライブ配信実施の有無により区分の上、本受講契約及び本サービスの提供等について下記各号の定めに従います。

(1) ライブ配信は実施されたが録音配信ができなかった場合

録音配信ができなかった原因の如何を問わず、本会はライブ配信の実施により本サービスの提供を履行したものとみなされ、本会は受講者に対するその他のサービスの提供を免れます。この場合、本会は受講料を受講者には返金しません。

(2) ライブ配信が実施されなかった場合

ア. ライブ配信についての録音録画がある場合

本条第1項第2号アの定めに従います。

イ. ライブ配信についての録音録画がない場合

本条第1項第2号イの定めに従います。

4. 第1項第1号アa又は同項第2号イaにおいて、第4条第2項第1号乃至第3号に定める本オンライン講演の動画配信による提供ができない原因が、本会の故意又は重過失によるときは、予稿集の配信が可能なときは予稿集（予稿集以外の講演資料の配信が可能なときはその講演資料を含みます。）を受講者に配信するとともに、返金手数料は本会が負担の上、本会は受講料相当額を損害金として受講者に支払います。

第11条（キャンセル）

- 受講者が本会による本サービス提供以前に、本会及び受講者双方の帰責事由によらざるとき又は本会の帰責事由により本サービスの提供を受けることができないことが明らかな場合を除き、受講者の自己都合等の事由により本受講契約を解約（以下「キャンセル」といいます。）することはできません。
- 前項の定めにかかわらず、受講者が本会に対し、本受講契約をキャンセルするとの意思表示をした場合においても、本会は受講料を返還しません。但し、受講者から講演資料の提供の要求あるときは、本会が定める任意の方法により、また当該提供について実費が発生するときはその実費は当該受講生が負担の上、本会は当該受講者に対し、その講演資料を提供します。

第12条（免責事由）

- 本会は、本オンライン講演の受講により受講者の端末機器の故障その他本会に帰責事由なく受講者が被った損害については損害賠償義務を一切負いません。
- 本会は、本オンライン講演の内容、本コンテンツ・講演資料の内容、その他本サービスにより提供される情報の完全性、正確性、確実性、有用性等について保証するものではなく、受講者が当該情報の利用に伴い何らかの損害若しくは不利益が生じたとしても、本会は一切責任を負いません。
- 受講者の帰責事由ある原因により本サービスが受領できないときは、本会は本サ

ービスの提供義務を免れます。また当該受講者に何らかの損害を生じた場合、本会は当該受講者に対し、一切責任を負いません。

第13条（損害賠償）

受講者は、本規約又は法令に違反したことにより講演者、受講者又はその他の第三者に対し損害を及ぼしたときは、損害を賠償する責任を負います。

第14条（個人情報の取扱い）

本会は、本オンライン講演に関する受講者情報の取扱いについては、下記WEBページ「日本化学会プライバシーポリシー」の定めに従います。

<https://www.chemistry.or.jp/privacy/index.html>

第15条（準拠法・裁判管轄）

1. 本受講契約及び本規約の解釈並びにこれらに関する紛争等については、すべて日本国の法令のみを準拠法とします。
2. 本会及び受講者は、本受講契約及び本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所本庁を唯一の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（規約の変更）

1. 本規約は、受講者への事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができます。
2. 前項の定めにより本規約の変更を行うときは、事前に周知期間をおいた上で、変更後の新規約の内容を本会WEBサイト上に掲示するなど適切な方法により受講者に告知します。本規約の変更後、受講者が本受講契約への申込みをした時点において、受講者は当該新規約に同意したものとみなされます。

第17条（信義誠実）

本規約に定めのない事項又は疑義については、日本国の法令によるほか、本会と受講者間で誠意をもって協議し解決するものとします。

以上

附則（2021年6月10日 公益社団法人日本化学会 会務部門長制定）

1. 本規約は2021年6月10日から施行します。以上